

練馬区公共施設等景観形成方針の運用状況（平成 25 年度）

練馬区では、良好な景観形成のため景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条に基づき練馬区景観計画（平成 23 年 8 月策定）を定めるとともに景観形成の諸施策について必要な事項を練馬区景観条例（平成 23 年 3 月条例第 10 号）において定めた。

景観計画では、公共施設や公共建築物は、地域の景観まちづくりを先導し、地域のランドマークともなる重要なものと位置付けていることから、新設や新築だけでなく、改修や維持管理においても景観に配慮した整備を行うことが必要である。景観法においても法第 16 条第 5 項によって、国または地方公共団体が建築物等の建築を行う際には、景観行政団体の長である区長に対して、通知を行うこととしている。

景観条例では、公共施設等の整備に関する良好な景観の形成のために「公共施設等景観形成方針」を定めるとしている。ついては、平成 24 年 1 月 1 日、練馬区公共施設等景観形成方針を定めた。本方針の運用状況について、年 1 回、練馬区都市計画審議会に報告することとしており、これに基づき平成 25 年度の運用状況について報告する。

1 景観法第 16 条第 5 項の規定による通知

(1) 工事着手前の通知 13 件

概要については、以下のとおりである。

件名	住所	区分	用途	小学校	
1	区立大泉西小学校	西大泉四丁目 25 番 1 号	色彩 変更	階数	3 階
				敷地面積	12,096.050 m ²
				延床面積	5,628.480 m ²
景観形成に関する考え方	周辺建物との色彩の調和を図り、落ち着いたある学園景観の創出を図った。				

2	件名	住所	区分	用途	保育所・集会所
	区立氷川台第二保育園 氷川台地区区民館 学童クラブ	併設 氷川台二丁目 16番14号	色彩 変更	階数	2階
				敷地面積	2,396.750 m ²
				延床面積	1,753.070 m ²
景観形成に関する考え方	既存建物の色調に準じた。				

3	件名	住所	区分	用途	中学校
	区立北町中学校	北町三丁目 1番34号	色彩 変更	階数	4階
				敷地面積	15,304.140 m ²
				延床面積	5,869.810 m ²
景観形成に関する考え方	計画地である北町中学校は、区立田柄川緑道に面しており、その地域景観を改修工事で損なうことのないよう、建物の色彩を現状の状態を考慮して景観計画を行った。				

4	件名	住所	区分	用途	保育所・集会所
	区立北町第二保育園 北町児童館 学童クラブ	併設 北町一丁目 19番17号	色彩 変更	階数	3階
				敷地面積	1,389.380 m ²
				延床面積	1,240.960 m ²
景観形成に関する考え方	外壁色も既存建物で使われた色を基本とし、田柄川緑道に面する園庭の既存樹木は残した。				

5	件名	住所	区分	用途	福祉施設
	区立白百合福祉作業所	石神井町五丁目 13番10号	・増築 ・色彩 変更	階数	2階
				敷地面積	719.410 m ²
				延床面積	600.880 m ²
景観形成に関する考え方	慣れ親しまれた既存建物の色彩、および建物高さを引き継ぐことで景観の継承を心掛けた。 道路に面した外部階段を撤去し、高木に囲まれた南側に新設することで修景効果を高めた。				

6	件名	住所	区分	用途	中学校
	区立開進第四中学校	羽沢三丁目 24番1号	増築	階数	4階
				敷地面積	14,585.980 m ²
				延床面積	7,520.200 m ²
景観形成に関する考え方	校舎北面に壁面緑化（西日除け）を設け、城北中央公園の自然と一体になった景観づくりを行った。 アプローチに面する階段室や公園に面する3箇所のデッキの意匠を工夫し、地域のランドマークとなるよう計画した。				

7	件名	住所	区分	用途	区営住宅
	区営東大泉二丁目 第2アパート	東大泉二丁目 3番1号	色彩 変更	階数	6階
				敷地面積	3,562.640 m ²
				延床面積	4,642.210 m ²
景観形成に関する考え方	当該建物は街なか住まい景観ゾーンの地域区分に該当し、中高層住宅が集積する地域内にある公共の共同住宅である。今回外壁修繕工事の実施にあたり外壁色は現状色彩通り低彩色とし、住宅街としてふさわしい落ち着いた色合いのあるまちなみ景観の形成を図った。				

8	件名	住所	区分	用途	保育園・集会所
	区立桜台第二保育園 } 桜台地区区民館 } 併設	桜台三丁目 39番17号	色彩 変更	階数	2階
				敷地面積	1,992.390 m ²
				延床面積	1,600.127 m ²
景観形成に関する考え方	外壁の色彩変更を行うにあたり、周囲のゆとりある住宅地および隣地の公園になじむよう落ち着いた色合いとなるよう配慮した。				

9	件名	住所	区分	用途	事務所
	東部土木出張所	豊玉中三丁目 28番8号	色彩 変更	階数	2階
				敷地面積	1,539.770 m ²
				延床面積	672.350 m ²
景観形成に関する考え方	色彩は、練馬区公共施設等景観形成方針を尊重し、選択した。				

	件名	住所	区分	用途	事務所・公衆便所
10	仮称区立羽沢二丁目緑地予定地	羽沢二丁目 32番	新築	階数	1階
				敷地面積	3,043.500 m ²
				延床面積	15.840 m ²
	景観形成に関する考え方	<p>本敷地は公園として計画され、樹木が多くあることから、森の中の雰囲気損なわないよう建物は低層とした。</p> <p>本敷地付近は、憩いの森や農地などがあり、緑豊かな場所であるため、外壁面には自然の素材を用いることとした。</p>			

	件名	住所	区分	用途	保育園
11	区立氷川台保育園	氷川台四丁目 47番12号	・増築 ・色彩 変更	階数	2階
				敷地面積	833.430 m ²
				延床面積	506.278 m ²
	景観形成に関する考え方	<p>周りの建物の色彩・色調に合わせ、つながりのある街並みを形成するよう配慮し、また園児に好まれるような配色とした。</p>			

	件名	住所	区分	用途	公衆便所
12	仮称区立土支田二丁目1号公園他1箇所整備工事	土支田二丁目 38番	新築	階数	1階
				敷地面積	1,900.220 m ²
				延床面積	9.580 m ²
	景観形成に関する考え方	<p>公園の街角広場と一体的に計画することで、都道沿いの街並みの景観を創出することを目指した。</p> <p>また、既存の屋敷林に調和させることにより「地域のみどり」との共存にも配慮した。</p>			

	件名	住所	区分	用途	中学校
13	区立光が丘第四中学校	光が丘二丁目 5番1号	色彩 変更	階数	4階
				敷地面積	15,000.760 m ²
				延床面積	6,735.180 m ²
	景観形成に関する考え方	<p>改修後の外壁の色は、既存に近い色で仕上げ、すでに形成されている景観を維持し、近隣の小学校等の公共施設と一体感のある外観となるよう配慮した。</p>			

(2) 変更の届出通知 7 件

- ・上石神井第二保育園
- ・(仮称) 学校教育支援センター (旧光が丘第二小)
- ・日銀グラウンド跡地
- ・関町第二保育園 (色彩の変更)
- ・関町第二保育園 (増築)
- ・下石神井第三保育園、下石神井地区区民館
- ・北町第二保育園、北町児童館、学童クラブ

(3) 工事完了後の通知 15 件

- ・上石神井第二保育園
- ・(仮称) 学校教育支援センター (旧光が丘第二小)
- ・日銀グラウンド跡地 (倉庫)
- ・日銀グラウンド跡地 (集会場・スポーツ施設)
- ・日銀グラウンド跡地 (防球ネット)
- ・関町第二保育園 (色彩の変更)
- ・関町第二保育園 (増築)
- ・(仮称) 農と触れ合える拠点 (柿園)
- ・(仮称) 春日町三丁目公園
- ・下石神井第三保育園、下石神井地区区民館
- ・高野台四丁目児童遊園 (防火資器材格納庫)
- ・大泉西小学校
- ・氷川台第二保育園、氷川台地区区民館、学童クラブ
- ・北町中学校
- ・東部土木出張所

3 参考

(1) 景観法第 16 条第 5 項より抜粋

(届出及び勧告等)

・・・当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

(2) 練馬区景観条例第 28 条より抜粋

(公共施設等景観形成方針)

区長は、公共施設・・・の整備に関する良好な景観の形成のための方針・・・を定めるものとする。

(3) 練馬区景観条例施行規則第 9 条より抜粋

(国の機関または地方公共団体が行う行為の通知)

法 16 条第 5 項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書 (第 5 号様式) により行うものとする。

・・・当該通知に係る行為が完了したときまたは当該通知に係る行為を中止したときは、景観計画区域内における行為の完了 (中止) 通知書 (第 5 号様式の 3) により区長に通知しなければならない。